

# 土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）

## I 目的

本要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

## II 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携（以下「現場環境改善等」という。）に関するものを対象とする。

## III 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

## IV 積算方法

### 1. 基本的な考え方

- (1) 現場環境改善費の積算は「建設工事積算基準 第13編（総則）第1章（土木請負工事における現場環境改善費の積算）」による。
- (2) 現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとし、標準的な実施内容を特記仕様書に明示すること。ただし、熱中症対策・避寒対策に関する費用は当初設計には含めず、変更設計により計上する。
- (3) 計上する費用は、熱中症対策・避寒対策に関する費用を除き、現場環境改善费率計上による金額を基本とし、率計上されるものは、原則として計上費目（仮設設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施することを基本とした費用を見込むものである。また、5つの内容の選択にあたっては地域の状況・工事内容により、組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
- (4) 熱中症対策・避寒対策に関する費用については、率分で計上される額の50%を上限に、変更設計により計上を行うものとする。その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に積上げ計上すること。なお、現場環境改善費の熱中症対策は現場の施設や設備に対するものであり、現場管理費の補正にて計上される作業員個人の熱中症対策の費用と重複がないこと、および対策の妥当性を確認すること。
- (5) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に積上げ計上すること。

- (6) 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。

## 2. 率計上として実施する内容が5つ未満の場合

受注者の申し出により次のとおりとする。

- (1) 小規模工事により、5つ実施するには率計上による現場環境改善費では不足する場合は可能な範囲で実施し、設計変更は行わない。
- (2) 現場の環境や地域の状況を考慮し、5つ実施する必要がない場合は、率計上分を減じ、「物価資料」や「見積もり」などを参考に適切に積上げ計上すること。なお、その費用は、現場環境改善費率から計算される額を上限額とする。

## 3. 積上げ計上する場合の留意事項

- (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備期間分の減価償却費を計上する。
- (3) 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

## V 現場環境改善等計画書の提出について

現場環境改善等に係わるすべての工事について、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出させるとともに、工事完了後において、その実績を写真にて提出させること。

## VI 工事成績評定の取り扱いについて

現場環境改善として実施した内容については、工事成績評定の考查項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

## VII 現場環境改善費の実施事例

取り組み内容の選定にあたっては、本事例にとらわれることなく、工事規模や地域の状況に応じた内容を選定すること。

### 【率計上分】

#### 【現場環境改善（仮設関係）】

- ・小学校付近の通学路において、バリケードや現場事務所等への照明にイルミネーションを施した。
- ・現場事務所付近に手作りの柵や壁掛け用の鉢を設け、周辺住民や作業員が親しみやすいようにした。
- ・化粧パネルやデザインを入れた仮囲いやガードフェンスを現場に設置した。
- ・人工芝やカラーフェンスを使用して仮歩道を設置した。

#### 【現場環境改善（営繕関係）】

- ・現場事務所に冷蔵庫、製氷機及び自販機を設置した。
- ・作業員の作業環境改善のため、木製テーブルや椅子を用いた屋外休憩所を設置した。
- ・現場事務所の休憩所に温水シャワー設備や水洗トイレを設置した。

#### 【現場環境改善（安全関係）】

- ・写真や地元キャラクターのデザインを用いた工事用看板を設置した。
- ・新規入場者の顔写真入りの標示板を設置した。
- ・工事現場付近が携帯電話の圏外地域のため、通信手段として衛星電話を確保した。

#### 【地域連携】

- ・事業計画概要や計画図を作成し、事業の必要性や竣工後の様子を広報し住民理解度の向上に努めた。
- ・作業場所周辺の環境整備として、横断歩道や歩道の清掃活動を定期的に行った。
- ・工事地域における関係農家、周辺住民との調整（地元説明会、農家の立会確認、農家との現場打合せ等）を行った。

### 【積上げ計上分】

#### 【現場環境改善（安全関係）】

- ・熱中症対策として、日除けテントやミストファンを設置した。
- ・避寒対策として、使い捨てカイロの常備、配布を行った。

## VIII その他

工期設定に際しては、現場環境改善等の準備に必要な期間を考慮すること。

### 附則

#### (施行期日)

本要領は、令和7年10月1日から施行する。

#### (適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

## 【特記仕様書記載例】

### 工事現場の現場環境改善等

1. 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善費等（率計上分）の内容については、別表第1を参考に、原則として計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目2内容）の合計5つの内容とする。
3. 現場環境改善費等（積上げ計上分）の内容については、別表第2のとおりとする。  
なお、対策に必要な施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、工事打合せ簿により発注者と協議を行い決定するものとする。
4. 現場環境改善等については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
5. 工事完了時には、現場環境改善等の実施写真を提出するものとする。
6. 本特記仕様書によるものは、工事成績評定の考查項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象とはならない。

【別表第1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降階段の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等）
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献

【別表第2】

計上費目	実施する内容（積み上げ計上分）
現場環境改善 (安全関係)	1. 熱中症対策 (現場の施設や設備に関するものとし、作業員個人に対するものは対象外) ※ 2. 避寒対策

※作業員個人に対する熱中症対策費用は、現場管理費の補正により計上する。